

平成20年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年6月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成20年6月17日 午前10時03分			議 長 山 口 要	
	閉会	平成20年6月17日 午前11時18分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	保健環境課長(本庁)	山口 久義
	副市長	古賀 一也	こども課長(本庁)	井上 嘉徳
	教育長	杉崎 士郎	農林課長(本庁)	
	会計管理者	山口 克美	農業委員会事務局長	中島 直宏
	嬉野総合支所長	岸川 久一	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	総務部長・市民生活部長兼務	森 育男	学校教育課長	
	企画部長	田代 勇	社会教育課長	
	福祉部長	大森 紹正	総務課長(支所)	坂本 健二
	産業振興部長・まち整備部長兼務	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	地域振興課長(本庁)		水道課長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年6月17日（火）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案の撤回について
- 議案第44号 嬉野市定住促進条例について
- 議案第45号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について
- 日程第2 討論・採決
- 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(嬉野市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(嬉野市手数料条例の一部を改正する条例)
- 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
(嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度嬉野市一般会計補正予算(第7号))
- 議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例の廃止について
- 議案第50号 嬉野市ふるさと振興基金条例の廃止について
- 議案第51号 嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例の廃止について
- 議案第52号 嬉野市林業研修会館条例の廃止について
- 議案第53号 建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 議案第54号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
- 議案第55号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別
会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 嬉野市教育委員会委員の任命について
- 発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 委員長報告
- 日程第4 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案の上程・議案質疑

- 議案第59号 嬉野市定住促進条例について
議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について
追加日程第2 討論・採決
議案第59号 嬉野市定住促進条例について
議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について
追加日程第3 発議第6号 ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書
について
追加日程第4 発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書について
追加日程第5 発議第8号 「国立病院・国立病院機構の存続・拡充」を求める意見書につ
いて
追加日程第6 発議第9号 「ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法」から旅館業の除外
を求める意見書について
追加日程第7 発議第10号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める
意見書について

午前10時3分 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございました。一応本日までの議会と
いうことになっておりますので、最後まで気を緩めずに御審議をお願いしておきたいと思
います。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案の撤回についてを議題といたします。

本日、市長から議案第44号 嬉野市定住促進条例について及び議案第45号 嬉野市ふるさ
と応援寄附金基金条例についての2議案の撤回について申し出がありました。

朗読を省略して2議案の撤回理由の説明を一括して求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。大変お疲れさまでございます。

ただいま議長のほうから御発言いただきましたけれども、議案第44号、議案第45号につ
いて撤回のお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案の撤回請求について。

議案第44号 嬉野市定住促進条例について。

6月6日に提出いたしました上記の事件を次の理由により撤回いたしたいので、嬉野市議

会会議規則（平成18年嬉野市議会規則第1号）第18条第1項の規定により請求させていただきます。

理由につきましては、上記事件について、重要な部分を変更し、再度、提案をさせていただきたいということでございます。

平成20年6月17日、本日付でございます。

次に、同じく議案第45号、議案の撤回についてお願いしたいと思います。

議案第45号につきましては、嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例についてでございます。

6月6日に提出いたしました上記の事件を次の理由により撤回したいので、嬉野市議会会議規則（平成18年嬉野市議会規則第1号）第18条第1項の規定により請求させていただきたいと思っております。

理由につきましては、上記事件について重要な部分を変更し、再度提案をさせていただきたいと思っております。

平成20年6月17日、本日付でございます。

撤回の理由についてお話をさせていただきたいと思っております。

ただいま議案の撤回をお願いいたしました2議案、議案第44号 嬉野市定住促進条例及び議案第45号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の撤回理由については、2つの議案とも条例の一部を変更して再度提案をさせていただきたいと思っておりますので、撤回をお願いするものでございます。

どうぞ御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で撤回の請求についてのお願いをさせていただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号及び議案第45号の2議案の撤回について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号及び議案第45号の2議案の撤回については承認することに決定をいたしました。

つきましては、お手元に配付しております本日の議事日程の日程第2. 討論・採決のうち議案第44号及び議案第45号を削除していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時6分 休憩

午前10時8分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長から議案第59号 嬉野市定住促進条例について及び議案

第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例についてが追加議案として提出されました。これらを追加議事日程とし、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号及び議案第60号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1. 議案第59号 嬉野市定住促進条例について及び議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

ただいま御承認をいただきました議案第59号、議案第60号について御説明を申し上げます。

議案第59号につきましては、嬉野市定住促進条例についてでございます。議案第60号につきましては、嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例についてでございます。両議案とも本日の提出とさせていただきたいと思います。

まず、議案第59号について御説明を申し上げます。

議案第59号 嬉野市定住促進条例について。

嬉野市定住促進条例を別紙のように制定する。

平成20年6月17日提出。

理由といたしまして、嬉野市の定住人口の増加を図るため、住宅取得を奨励する施策を実施するため、この条例を制定する必要があるということでございます。

詳細につきましては、担当から御説明を申し上げたいと思いますが、先ほど撤回いたしました議案に関連いたしまして御説明を申し上げますと、御議論等いただきましたことでございますけれども、いわゆる市内に本拠地を有する業者の方の施工による新築住宅の場合、住宅1戸につき1,000千円をお支払いさせていただくということでございます。

2点目が、市外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅で、工事費のうち3割以上を市内業者が受け持って施工された場合、住宅1戸につき500千円を支出させていただくということで提案をさせていただきたいと思います。

この条例につきましては、平成20年7月1日から施行するということでございます。

次に、議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について御説明を申し上げます。

嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例につきましては、別紙のように制定をさせていただきたいと思います。

理由といたしましては、ふるさと納税制度を利用し、嬉野市のまちづくりを応援する応援寄附金基金を設置するため、この条例を制定する必要があるということでございます。

詳細につきましては、担当が御説明申し上げますけれども、先ほど撤回させていただきま

した議案の中で、いわゆる第5条につきまして取り消しをさせていただき、その後の条につきまして繰り上げをさせていただくということでございます。

以上で追加議案について御説明とさせていただきたいと思っております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案第59号及び議案第60号についての細部説明を求めます。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

それでは、議案第59号 嬉野市定住促進条例及び議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例につきまして一括して細部説明を行います。

まず、議案第59号 嬉野市定住促進条例につきましては、さきに提案をしておりました議案第44号では、規則で定める事項として、条文の中で表記していないものを今回追加提案いたしました議案第59号では、条例事項として条文の追加を行い、また、一部条文の見直しと修正を行っております。

まず、（対象者）として規定をしております条例第2条の第2項の次に次の1項を加え、第2条第3項としております。「奨励金の交付申請者（以下「申請者」という。）は、住宅等の登記名義人とする。ただし、登記名義人が共有名義の場合は、その代表者とする。」という1項を加えております。

次に、第3条の次に次の1条を挿入しております。（交付基準日）でございます。「第4条 奨励金の交付基準日は、住宅等に居住を開始した日とする。」とし、第4条として定めていたものを第5条、第5条を第6条と繰り下げをしております。

次に、第5条中、（奨励金の返還）に係る起算日を「住宅等の取得の日から5年以内」としていたものを、「住宅等に居住を開始した日から5年以内」といたしております。

次に、第3条別表中の交付要件及び金額の訂正を行い、まず、別表の欄中で、「同居する世帯員」としていたものを「世帯員」とし、次に、「奨励金の交付の対象となる者が扶養」としていたものを「申請者が扶養」というふうに変えております。

また、市内業者の施工による新築住宅の場合、住宅1戸に「300千円」としていたものを「1,000千円」としております。

また、新たに市外業者の施工による新築住宅で、工事費のうち3割以上を市内の業者が受けて施工した場合、500千円の欄を新たに設けております。

また、企業誘致により県内に進出した企業の定義を括弧書きで（佐賀県または県内市町村と進出協定を締結した企業）と規定を明記しております。

附則としまして、この条例は、平成20年7月1日から施行し、平成23年6月30日までの3年間限りでその効力を失いますが、第5条の規定はなおその効力を有するものとしておりま

す。

以上、議案第59号 嬉野市定住促進条例の細部説明を終わります。

次に、議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について細部説明を行います。

さきに提案をしておりました議案第45号中第5条として、一般的な寄附金条例と同様に、繰り替え運用の規定を設けておりましたが、現在、市外にお住まいでふるさと応援寄附をされた方々の思いを尊重し、寄附の目的に限定した基金の管理運用を図るために、今回追加提案しました議案第60条からは削除をいたしております。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の細部説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第59号 嬉野市定住促進条例について及び議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例については委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第59号及び議案第60号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案質疑を行います。

最初に、議案第59号 嬉野市定住促進条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終わります。

日程第2. 討論・採決を行います。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第40号は原案どおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

(嬉野市税条例の一部を改正する条例)は承認されました。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(嬉野市手数料条例の一部を改正する条例)について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第41号は原案どおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(嬉野市手数料条例の一部を改正する条例)は承認されました。

次に、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について討論を行います。討論ありませんか。西村議員。

○18番(西村信夫君)

議案第42号 嬉野市条例第18号 専決処分の承認を求める、嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論をいたします。

後期高齢者医療保険制度の創設に伴い、これまでの賦課限度額は医療分560千円、介護分90千円としていたが、平成20年度から医療区分470千円、介護区分90千円、そして、新たに後期高齢者支援基金120千円とする一部改正であります。しかし、今日、後期高齢者医療保険制度は国民の理解が得られていない。したがって、全国各地で「制度の見直し、中止を求める」意見書が提出をされて、全国自治体の約3分の1、「560地方議会」で採択をされております。

県内でも去る6月14日、高齢者ら550人が集まり、後期高齢者医療制度の撤廃を求める緊急集会が開催をされています。

集会では、戦後の混乱期から日本を支えてきた高齢者が差別をされている。

直ちに後期高齢者医療制度を廃止し、「安心と信頼の医療制度の構築を目指すべき」とした集会決議文が採択をされております。

また、野党4党が提出した廃止法案が参議院本会議で可決をされております。この廃止法案は高齢者の負担増など国民の高齢期における適切な医療を確保するものになっていないという趣旨から、この制度を廃止して、改正前の老人保健制度に戻すべき法案であります。

したがって、嬉野市の高齢者の心情を察すると、このたびの議案42号、条例一部改正については賛成はできません。

以上です。

○議長(山口 要君)

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第42号は原案どおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認されました。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第43号は原案どおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））は承認されました。

次に、議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

数日前の夕方、NHKで栃木県の自治体の少子化対策事業の放映がありました。今日の少子化に歯どめをかけるべく第3子対策事業と銘打ち、人口増を目標に掲げさまざまな事業の取り組みが紹介をされておりました。生き生きとし、数々の対策を紹介するその自治体の課長の話に感動いたしましたところでもあります。一方、安上がりの施策ばかりが目立つ我が嬉野市との質の違いに落胆をいたしましたところがございます。

さて、今回の提案は、嬉野保育所の保育士の人件費にスポットを当て、ほかの民間保育園との保育の質に何ら違いがないとの理由で、その管理運営を法人その他の団体に行わせるものであります。

振り返りますと、吉田保育所の老朽化に伴い、皿屋保育園を廃止し、吉田保育園を現在の地に設置がなされました。その当時多くの保護者から反対の意見が続出をいたしました。その結果、3,000名の反対署名が集まりましたが、終局、当初の計画どおり公立保育所は廃止がなされ、そこに働く保育士さんは現在の嬉野保育所に集約され、保育と喫緊の課題でありました子育て支援の仕事に従事され今日に至ったところでもあります。

当時の谷口町長は、私がトップである限り、嬉野保育所は公立の保育所として残し、子育ての核としたいと約束されたことを鮮明に覚えているのは私だけでしょうか。特に保育所に働く職員の皆様にとっては10年の間に2度も苦悩を味わうこととなります。保育士として採用され、その業務に誇りを持って子供たちに接してこられました。そして、保育と子育ての

サポートに全力を尽くされてまいりました。結果として、保育士として雇用されたにもかかわらず、関連する仕事とはいえ、ほかの業務に従事することになるわけであります。

私は、今回の提案が嬉野市として年齢的人口構造からして積極的な少子化、子育て対策を講じなければ嬉野市という自治体が崩壊をしていく。したがって、経費が安くつく指定管理にして、その財源で本市の少子化対策や子育て支援を従来よりグレードの高いものにしていく等の発想であったとするならば、一步引いても我慢ができる範囲だと思っています。しかし、集中改革プランの中で計画されているとか、あるいは検討委員会から答申がなされたから等の理由では説明不足であり、納得することはできません。

確かに本市では、民間の保育園が多く存在をしています。しかし、そこに働く人は低賃金に抑えられ、特別保育を行う中でも求められている保育士の加配も行われていない園もあります。不満を漏らしながらも、我が子の学費の捻出など家庭の収入源の確保のため働いておられます。

また、数年前、嬉野保育所には保育の勉強をして保育士として頑張っていこうという決意をして働いていた若い臨時の男性保育士も職員としての採用はないとのことで、その夢を絶たれました。

そして、極めつけは、本市も3月でも多くの失業者が発生をいたしました。契約上の問題とはいえ、その対応は不十分で、去って行かれた多くの人から今でも不満の声を耳にいたします。

また、ここ10年間、過去にないほど職員の若年退職者が発生をしている状況を市長としてどう分析されているのでしょうか。何か欠落しているものはないのでしょうか。

効率化最優先のみの姿勢が大きく影響をし、多くの職員と多くの市民から夢と希望を私は剥奪しているように思えてなりません。

今回、定住促進を促す条例が提案をされていますが、大変重要な施策ではありますが、もっと大切なことは少子化を解決する具体的な施策と子育てを支援する具体的な施策を強力に押し進めることが急務ではないでしょうか。

今日までの指定管理者制度の検証を具体的にすることもなく、行政改革のみを最優先するその対応は逆に将来に禍根を残すのではないかとということを強く申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

私は、議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論を申し上げます。

今日の嬉野市の財政状況を思いますときに、いろいろな形で改革が必要であるということ

は皆さんも御承知のとおりであります。そのような中にありまして、民間でできることは民間でということがよく言われますが、嬉野市にありましても、民間の保育園が9園、あるいは幼稚園が3園運営をされておりました、民間も公立も同じ定規の中で保育がなされておるわけございまして、優劣はないというふうに思っております。

公立保育園が設立された当時は、民間に先駆けて一定の呼び水の存在もあったと思われませんが、今や保育技術の上でも経営の、あるいは運営のことからいっても民間が劣っているとは考えられず、民間でできることは民間でということは、国、県においても推進の目玉であります。

近隣の市町でも公立保育園の身売りが何園もあっておりますことは、財政的な改革だと思っておりますし、当市においても財政的な厳しい中での公立保育園の運営には限界があり、今回保育所にメスを入れようとするのは、まさに行財政改革であるというふうに考えることから、賛成の思いの一端を述べて賛成の討論といたします。

皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第46号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第47号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第47号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第47号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第48号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第48号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第48号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第49号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第49号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第49号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例の廃止については可決されました。

次に、議案第50号 嬉野市ふるさと振興基金条例の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第50号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第50号 嬉野市ふるさと振興基金条例の廃止については可決されました。

次に、議案第51号 嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第51号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第51号 嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例の廃止については可決されました。

次に、議案第52号 嬉野市林業研修会館条例の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第52号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第52号 嬉野市林業研修会館条例の廃止について

は可決されました。

次に、議案第53号 建設工事委託に関する基本協定の締結について討論を行います。討論ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

私は、議案第53号に反対の立場から討論をいたします。

嬉野市公共下水道の嬉野浄化センター建設工事の推進に、日ごろから努力されてこられた担当課の職員の方々には敬意を表します。

今議会に提案された第53号議案の協定の方法について、日本下水道事業団と単一者との随意契約となっていることに反対するものであります。

この公団は、国が出資して特定の公共のために建設された特殊法人であります。このような法人には、住宅整理公団、日本道路公団、森林開発公団など全国に4,696の法人があります。

農業集落排水事業においては、資源環境センターがあります。業務の内容は、設計、積算などの委託業務を行っております。提案の委託契約金額は510,000千円と巨額の税金を随意契約で行うもので、このような契約のあり方は市民や国民に理解されません。

一般の工事契約は150,000千円以上は議会の議決が必要であります。日本下水道事業団は官僚の天下り組織であり、工事契約に関する議会のチェック機能が全く届かない仕組みになっております。

この種の法人団体は、2007年の調査で、全国で4,696法人、霞が関高級官僚の天下りは何と2万6,632人に上っております。

驚くことに、この種の法人に年間12兆6,000億円の税金が交付されており、契約金については2割から3割も水増しが行われているとも言われ、3兆円ほどの無駄遣いと一部の調査で言われております。

厳しい財政難の今日、このような法人の組織が存在し続けることは国民にとって大損害であり、一日も早く厳しく糾弾すべきであります。

単一者との巨額な随意契約を撤回し、業務に精通した企業の競争入札により事業は行うものであり、無駄のない契約について早急に研究すべきではないか。

私は、このような高級官僚の天下り先、法人との契約は許すことはできません。したがって、この第53号議案に反対いたします。

けさの佐賀新聞を見ましたら、こういうことを言っている矢先に、国土交通省局長ら3人が逮捕ということもあります。そして、これがまさに官製談合の疑いと、これは国会の衆議院で追及を受けたときには何と申すかと申しますと、捜査中なのでコメントできないとすらっと逃げたような答弁で国会は終わっております。こういうことを私ははっきりせんとどうなのかと。幾らこちらからお願いした事業団であっても、その先々の根っこをよくよく研究

していかないと、一方じゃ派遣社員かれこれで毎年3万人の自殺者もあります。こういうふうな厳しい中に、それを身につけたのが渡辺行革大臣ですね、この方がぜひこれは行わにゃいかんと言ったのに、いわゆるこれに対して町村官房長官はまあまあそれはちょっとおさめなさいと、こういうふうなことをしていたんじやいつまでたっても国民は浮かばれません。

ですから、私はこういうふうなことではとても日本の未来はないと思います。公務員ならばなおさらのこと、特に高級公務員ならばなおさらのこと本当に襟を正して仕事に精通していただきたいと思いますので、この案件については反対いたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第53号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第53号 建設工事委託に関する基本協定の締結については可決されました。

次に、議案第54号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第54号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第54号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議については可決されました。

次に、議案第55号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第55号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第55号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第56号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第56号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第56号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第57号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第57号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第57号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第58号 嬉野市教育委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第58号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第58号 嬉野市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第5号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例については可決されました。

議事進行の都合上、ただいまより追加日程第2. 追加議案の討論・採決を行います。

最初に、議案第59号 嬉野市定住促進条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第59号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第59号 嬉野市定住促進条例については可決されました。

次に、議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第60号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第60号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例については可決されました。

日程第3. 委員長報告を議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました請願及び陳情の審査結果について委員長に報告を求めます。

まず、本定例会で文教厚生常任委員会に付託した平成20年請願第1号の審査結果について報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました請願の審査結果について決定をいたしましたので、会議規則第100条の規定により御報告申し上げます。

事件番号、平成20年請願第1号。

件名、教育予算の拡充を求める請願書。

審査の結果は、採択でございます。

理由としましては、義務教育費国庫負担制度と教育財源の確保は必要であり、願意妥当と認めます。

意見書（案）につきましては、委員会で作成し本会議へ提出する予定であります。

以上であります。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成20年請願第1号 教育予算の拡充を求める請願書は採択とすることに決定いたしました。

次に、平成20年第1回定例会において総務企画常任委員会に付託をし、継続審査となっておりました平成20年陳情第4号 ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択の陳情について審査結果の報告を求めます。川原等総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

総務企画常任委員会に付託されました平成20年度陳情第4号、本委員会の付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

件名、ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択の陳情について。

審査の結果、採択といたします。

理由として、JR不採用問題は国鉄民営化後長期にわたっており、早期解決に向けた取り組みが必要であり、願意妥当と認めます。

意見書（案）については、委員会で作成し本会議へ提出の予定であります。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成20年陳情第4号 ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択の陳情については採択とすることに決定いたしました。

次に、本定例会において文教厚生常任委員会に付託した平成20年陳情第5号、第7号、第9号の審査結果について一括して報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました陳情の審査の結果を会議規則第100条の規定により御報告いたします。

事件番号、平成20年陳情第5号。

件名、後期高齢者医療制度に関する要請書。

審査の結果は、継続審査といたしました。

理由につきましては、本制度につきましては、現在、国会においても議論されております。今後の国会の審議を見積もった上で慎重な審議を要するというので、継続審査といたしました。

続きまして、平成20年陳情第7号 医師・看護師の増員と国立病院の存続・拡充の意見書提出を求める陳情書。

審査の結果は、採択でございます。

理由につきましては、地方における安全・安心の医療体制、医療内容の確保が必要であります。願意妥当と認めます。

意見書（案）につきましては、委員会で作成し本会議へ提出する予定であります。

続きまして、事件番号、平成20年陳情第9号。

件名、水質汚濁防止法に関する陳情書。

審査の結果は、採択であります。

理由につきましては、嬉野温泉の旅館業において、ふっ素、ほう素等に係る水質汚濁防止法の適用は死活問題であり、願意妥当と認めます。

意見書（案）につきましては、委員会で作成し本会議へ提出予定であります。

以上であります。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。

まず最初に、平成20年陳情第7号 医師・看護師の増員と国立病院の存続・拡充の意見書提出を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成20年陳情第7号についての質疑を終わります。

次に、平成20年陳情第9号 水質汚濁防止法に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、平成20年陳情第9号についての質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。最初に、平成20年陳情第7号 医師・看護師の増員と国立病院の存続・拡充の意見書提出を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成20年陳情第7号 医師・看護師の増員と国立病院の存続・拡充の意見書提出を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

次に、平成20年陳情第9号 水質汚濁防止法に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成20年陳情第9号 水質汚濁防止法に関する陳情書については採択とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会に付託した平成20年陳情第6号、第8号、第10号の審査結果について一括して報告を求めます。野副道夫産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(野副道夫君)

産業建設委員会に付託をされました陳情について審査をいたしましたので、御報告を申し上げたいと思います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定をいたしましたので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

平成20年陳情第6号 両岩殿木庭線の整備舗装に関する陳情の件でございますが、審査の結果としては、不採択といたしました。

陳情の趣旨につきましては理解はできるわけでございますが、現状は市道としての機能は果たしておらず、また、市道としての改良につきましては、経費の問題、その他非常に困難であるということから不採択といたしました。今後必要に応じて作業林道としての活用や、あるいは災害時の対策などにつき検討されるよう担当課に申し入れをいたします。

さらに、陳情第8号 大型車両等による交通振動に関する陳情でございますが、振動に関する陳情については採択といたしました。

下水道工事によるマンホールの設置場所の改修及び医療センター側からの取り込み部分に当たる管渠の道路横断面の調整を図ること、さらに病院の前であるために車両の速度制限、その他標識の設置などを検討されるよう所管課に申し入れることとございます。

さらには、陳情第10号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」(案)の採択についての陳情でございました。

願意妥当と認めております。

意見書については今議会において提出の予定でありますので、審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(山口 要君)

ただいまの報告に対して質疑を行います。

まず最初に、平成20年陳情第6号 両岩殿木庭線の整備舗装に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成20年陳情第6号についての質疑を終わります。

次に、平成20年陳情第8号 大型車両等による交通振動に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、平成20年陳情第8号についての質疑を終わります。

次に、平成20年陳情第10号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」の採択要請について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成20年陳情10号についての質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。最初に、平成20年陳情第6号 両岩殿木庭線の整備舗装に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を採択とすることに賛成の方は御起立願います。

暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○議長(山口 要君)

再開します。

委員長の報告は不採択でありますけれども、この本案に対して賛成の方は御起立をさせていただくようお願いいたします。

本案を採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔起立者なし〕

起立者なしであります。したがって、平成20年陳情第6号 両岩殿木庭線の整備舗装に関する陳情書は不採択とするということに決定いたしました。

次に、平成20年陳情第8号 大型車両等による交通振動に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成20年陳情第8号 大型車両等による交通振動に関する陳情書については採択することに決定いたしました。

次に、平成20年陳情第10号 「国よる公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」の採択要請について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成20年陳情第10号 「国よる公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」の採択要請について採択することに決定いたしました。

なお、採択されました平成20年陳情第8号については後日執行部へ申し入れを行います。ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま川原等総務企画常任委員長から発議第6号 ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書についてが、神近勝彦文教厚生常任委員長から発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書について、発議第8号 「国立病院・国立病院機構の存続・拡充」を求める意見書について、発議第9号 「ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法」から旅館業の除外を求める意見書についての3件が、野副道夫産業建設常任委員長から発議第10号 国よる公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める

意見書についてが提出をされました。これらを追加議事日程第2号とし、追加日程第3から追加日程第7として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号から第10号までを日程に追加し、追加日程第3から第7として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3. 発議第6号 ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、川原等総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

発議第6号

JR不採用問題の早期解決を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成20年6月17日提出

嬉野市議会議長 山口 要 様

提出者 嬉野市議会総務企画常任委員会
委員長 川原 等

理由 JR不採用問題は国鉄民営化後、長期に亘っており、早期解決に向けた取組を国に対し求めるため。

JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）

国鉄が分割・民営化されて、22年目になりますが、いまだにJR不採用問題が解決されずに長期化していることは憂慮すべきことです。

この事件に関して、最高裁判所は2003年12月に「JRに対する使用者責任はなしとの判決を出したものの、不当労働行為があればその責任は旧国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は、使用者責任は免れない。」との判断を下しました。

また、2005年9月・2008年1月に、旧国鉄清算事業団の地位を引き継いだ独立行政法人「鉄道建設公団」・「鉄道運輸支援機構」を被告として争われた訴訟の判決で、「旧国鉄の不当労働行為を認めて、慰謝料の支払い」を命じました。

ILO（国際労働機構）もこの問題について、2006年11月15日に第297回理事会において結社の自由委員会報告を採択しました。この報告は、1999年の勧告以来7度目のものとなり、委員会は2005年の東京地裁判決を留意し、特に労使関係の分野では司法の判断だけによる解決がそぐわない問題があることを強調しつつ、国鉄労働組合が求める政治解決を探ることを

強く望んでいます。

従いまして、政府に対しILO条約批准国の一員として、「JR不採用問題の早期解決」に向けて、全ての関係者との話し合いが開始できますよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成20年6月17日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 江田 五月 様

内閣総理大臣 福田 康夫 様

国土交通大臣 冬柴 鉄三 様

厚生労働大臣 舩添 要一 様

提出先は以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第6号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第6号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第6号 ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書については可決されました。

追加日程第4. 発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書についてから追加日程第6. 発議第9号 「ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法」から旅館業の除外を求める意見書についてまでを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、発議第7号「教育予算の拡充」を求める意見書について。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出者は文教厚生常任委員会であります。

理由としましては、裏面の意見書（案）を朗読してかえさせていただきます。

「教育予算の拡充」を求める意見書（案）

子ども達に豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子ども達から大変有益であるとされている。

しかしながら、義務教育国庫負担金の割合が二分の一から三分の一に縮小されたことや地方交付税削減の影響、また、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自の教育予算を確保することは困難となっている。

地方財政が逼迫しているなか、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

また、「子ども達と向き合う時間の確保」のための施策の改善も課題である。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子ども達が受ける「教育水準」に格差があってはならない。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について強く要望する。

記

- 一. 「子ども達と向き合う時間の確保」を図り、きめ細かな教育実現のために各自治体の状況にあった教職員の増員と配置を実施すること。
- 二. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育国庫負担制度について国庫負担率の二分の一に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 三. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の拡充のため地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年6月17日

提出先は、

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
文部科学大臣	渡海紀三朗様

以上であります。

続きまして、発議第8号 「国立病院・国立病院機構の存続・拡充」を求める意見書について。

標記のことにつきまして、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出者は文教厚生常任委員会であります。

理由につきましては、裏面の意見書（案）を朗読してかえさせていただきます。

「国立病院・国立病院機構の存続・拡充」を求める意見書（案）

国立病院ならびに国立病院機構医療センターは、国民死亡率の上位を占める、癌・脳卒中・心疾患などの高度医療の実施と合わせて地方の中心的医療を担い、地域の医療機関と連携して地域医療を支える役割を果たしている。

しかし、国民医療の現状は、患者負担増や療養病床の大幅削減、医師・看護師不足による診療科・病院の閉鎖、全国220箇所を越える公立公的病院の廃止・休止などによって地域医療が崩壊しかねない状態にあり、必要な医療を受けることができない医療難民・介護難民が広がっている。

安全・安心の医療体制確立と急速に複雑・高度化する医療内容に対応するためにも、医師・看護師を増員することが求められている。日本の医師・看護師数は欧米諸国の数分の一と極めて少なく、第166回通常国会において医師・看護師の増員を求める請願が全会一致で採択された。

今、求められているのは、国立病院・国立病院機構医療センターの廃止・縮小・民営化ではなく、いつでもどこでもだれでも安心して医療を受けられるよう、憲法25条に基づいて設

置された国立病院が地域医療においてしっかり役割を果たしていくことである。

さらに、2008年4月から都道府県では、4疾患（癌・脳卒中・心筋梗塞・糖尿）、5事業（救急・災害・へき地・周産期・小児）の医療連携体制を含む「医療計画」の策定がおこなわれている。

地方が安全・安心の医療体制と医療内容を受けられるために次の事項を要望する。

記

- 一. 国立病院・国立病院機構医療センターの廃止・縮小はおこなわず、国民の医療要求に応える地域医療を充実させること。
- 二. 医師・看護師をはじめとする医療従事者の増員をおこない、安全安心の医療を確立すること。
- 三. 結核、重度心身障害児（者）、筋ジストロフィー・神経難病・精神をはじめとする政策医療ネットワークを充実・強化させるため、国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年6月17日

佐賀県嬉野市議会

議 長 山 口 要

提出先は、

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
厚生労働大臣	舩添要一様

であります。

続きまして、発議第9号「ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法」から旅館業の除外を求める意見書について。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出者は文教厚生常任委員会であります。

理由につきましては、裏面の意見書（案）を朗読してかえさせていただきます。

「ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法」から旅館業の除外を求める意見書（案）

旅館業においては、ほう素・ふっ素について同様に暫定基準が適用されている他の製造工場とは異なり、製造工程等を見直すことによる排水基準の達成を図ることができる状況ではない。

また、井戸を掘り地下水で温泉排水を希釈し放流する方法も考えられるが、これは地下水を無駄に使用することになり、逆に自然破壊につながるものである。

さらに、除去装置についても研究開発が進められ実証実験等がおこなわれているものの、コストが極めて高く、旅館業にとっての実用化にはほど遠い状況にある。

これらの理由により、旅館業では一律排水基準を達成することは極めて困難である。

自然界に存在する温泉水については、あくまでも自然水であり、旅館業が手を加えたものではない。

よって、水質汚濁防止法による排水基準を定める省令（平成13年6月13日環境省令第21号）においては、その対象業種から旅館業を除外するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年6月17日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

提出先は、

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
環境大臣	鴨下一郎様

であります。

以上であります。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。まず最初に、発議第7号「教育予算の拡充を求める」意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第7号の質疑を終わります。

次に、発議第8号「国立病院・国立病院機構の存続・拡充」を求める意見書について質

疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第8号の質疑を終わります。

次に、発議第9号 「ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法」から旅館業の除外を求める意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第9号の質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第7号から発議第9号までにつきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号から発議第9号までにつきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。最初に、発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第7号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書については可決されました。

次に、発議第8号 「国立病院・国立病院機構の存続・拡充」を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第8号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第8号 「国立病院・国立病院機構の存続・拡充」を求める意見書については可決されました。

次に、発議第9号 「ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法」から旅館業の除外を求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第9号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第9号「ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法」から旅館業の除外を求める意見書については可決されました。

追加日程第7. 発議第10号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者野副道夫産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（野副道夫君）

産業建設委員会で審議をいたしました結果、発議として提出をすることになりました。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について。

標記のことについては、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

提出日は、6月17日、きょうであります。

提出者は、産業建設常任委員会でございます。

それでは、意見書（案）を朗読して説明にかえたいと思います。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられていることである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森

林経営意欲の創出

- 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には、木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
- 3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発展を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者は、嬉野市議会議長、山口要。

提出先は、

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
外務大臣	高村正彦様
農林水産大臣	若村正俊様
経済産業大臣	甘利明様
環境大臣	鴨下一郎様

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第10号の質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第10号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第10号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第10号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第10号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第10号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第6号から発議第10号までの5件の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付をいたします。

日程第4. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付いたしました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出をされました案件の質疑、討論・採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成20年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員